

株 主 各 位

東京都港区芝大門2丁目2番11号
株式会社 省電舎ホールディングス
代表取締役社長 西 島 修

第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示頂くか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、平成30年6月26日（火曜日）午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 平成30年6月27日 水曜日 午前10時
〈受付開始予定時刻：午前9時〉
- 場 所 東京都港区芝公園2丁目5番20号
メルパルク東京 4階 孔雀
- 株主総会の目的事項
(報告事項) 会計処理に関する調査等の件
(決議事項)
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 監査等委員でない取締役の報酬額決定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第6号議案 会計監査人選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合はインターネット上の当社のウェブサイト (URL <http://www.shodensya.com/>) において掲載させていただきます。

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成30年6月26日（火曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主のみなさまへ

株式会社省電舎ホールディングス
代表取締役 西島 修

当社は、平成30年5月2日付「不適切な会計処理に関する第三者委員会の設置及び平成30年3月期決算短信開示延期に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、現在、過年度の決算処理において不適切な会計処理が行われた可能性が認められたため、外部の専門家から構成される第三者委員会に委嘱して調査を継続しております。

株主のみなさまにおかれましては、今回の会計処理の問題により、多大なるご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

本来であれば、第33期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の事業報告、連結計算書類及び計算書類を本株主総会招集ご通知に同封してご提供すべきところでございますが、これらの書類につきましては、第三者委員会の調査結果を踏まえなければ確定することができません。そのため本株主総会において、ご報告する予定でありました第33期の「事業報告・計算書類および連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」に関しましては、第三者委員会の調査完了後、改めてご報告させて頂きたく存じます。

第三者委員会は、日本弁護士連合会による「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」（平成22年7月15日公表）に沿って委員の選定を行った上で設置しており、当社グループの取引に関する事実関係および類似事象の有無の調査に加えて、判明した事項が当社の過年度の会計処理に及ぼす影響の調査を行うとともに、発生原因の分析及び再発防止策の提言をも目的としております。

このため現時点では第三者委員会による調査期間の見通しは確定しておりませんが、当社は調査の円滑な実施に全面的に協力しており、また第三者委員会から調査報告書を受領した後、速やかにその結果を開示する予定であります。

また、当社は、第三者委員会による調査、会計監査人の監査報告の受領、監査役会による監査手続など所要の手続きを完了した後、速やかに第33期連結計算書類を株主の皆さまに報告する予定でございます。

なお、当該調査の結果によっては過年度決算を修正する可能性があります。

改めまして、株主のみなさまには、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを心より深くお詫び申し上げます。当社は、第三者委員会の調査結果を速やかに得たうえで、第33期計算書類等についてもご報告できますよう、引き続き調査に全面的に協力する所存ですので、何卒ご理解を賜われますようお願い申し上げます。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除並びに所要の変更等を行うものであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削 除)
4. 会計監査人	3. 会計監査人
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第17条 当社の <u>取締役</u> は、8名以内とする。	第17条 当社の <u>監査等委員である取締役以外の取締役</u> （以下「 <u>監査等委員でない取締役</u> 」という。）は、8名以内とする。
(新 設)	2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(取締役の選任の方法)	(取締役の選任の方法)
第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第18条 (現行どおり)
(新 設)	2. <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別しなければならない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>3</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p><u>3</u> (現行どおり)</p> <p><u>4</u> (現行どおり)</p> <p><u>5 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 補欠の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の方法) 第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役から社長1名を選定し、必要に応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(代表取締役) 第24条 当社は、取締役会の決議によって、前条の役付取締役の中から会社を代表する代表取締役を選定する。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 (新 設)</p> <p>(取締役の責任免除) 第27条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>	<p>(取締役会の決議の方法) 第22条 (現行どおり)</p> <p>(役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役から社長1名を選定し、必要に応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(代表取締役) 第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役の報酬等) 第26条 (現行どおり)</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬と区別して定めなければならない。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>（監査役の員数） 第28条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>（監査役の選任の方法） 第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>（監査役の任期） 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>2 (現行どおり)</p> <p>（重要な業務執行の決定の委任） 第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤の監査役) <u>第31条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> (監査役会の招集) <u>第32条 監査役会招集の通知は各監査役に対し、会日より3日前に発する。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。</u> (監査役会の決議方法) <u>第33条 監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除くほか、監査役の過半数をもってする。</u> (監査役の報酬等) <u>第34条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u> (監査役の責任免除) <u>第35条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>2 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u> (新 設) (新 設)</p>	<p>(削 除) (監査等委員会の招集) <u>第29条 監査等委員会招集の通知は各監査等委員に対し会日より3日前に発する。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。</u> (監査等委員会の決議方法) <u>第30条 監査等委員会の決議は法令に別段の定めある場合を除くほか、監査等委員の過半数をもってする。</u> (削 除) (削 除) (監査等委員会規程) <u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> (常勤の監査等委員) <u>第32条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 (条文省略) (会計監査人の報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第40条～第43条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">(監査等委員会の議事録)</p> <p><u>第33条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印または電子署名する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第34条～第35条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第37条～第40条 (現行どおり)</p>

第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	にし じま おさむ 西 島 修 (昭和40年5月7日生)	平成元年4月 株式会社サーリース入社 平成5年3月 株式会社セブンイレブンジャパン入社 平成6年4月 エスアンドエフ株式会社（現 株式会社エイブル）入社 平成12年8月 株式会社アパマンショップネットワーク（現 株式会社アパマンショップホールディングス）入社 平成14年12月 同社 取締役経営企画部長 平成16年10月 同社 常務取締役経営戦略本部長 平成17年10月 同社 常務取締役経営企画本部長 平成18年7月 同社 常務取締役経営企画本部長兼管理本部長 平成20年1月 株式会社イマン 代表取締役 平成20年7月 株式会社インターコネクト 取締役 平成23年1月 三光ソフランホールディングス株式会社 入社 平成23年1月 薬配株式会社 取締役 平成23年5月 株式会社ハウジング恒産 常務取締役 平成23年5月 株式会社ライフギャラリー 代表取締役 平成23年11月 株式会社ハウジング恒産 専務取締役 平成24年6月 全国賃貸管理ビジネス協会 理事 平成25年2月 友愛不動産株式会社 代表取締役（現任） 平成26年6月 株式会社スリーワイズエステート 代表取締役 平成28年6月 当社 社外取締役 平成29年4月 当社 代表取締役（現任）	200,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	なか むら けん じ 中 村 健 治 (昭和23年1月10日生)	昭和41年9月 丸正通信精器株式会社 入社 昭和46年3月 株式会社マイクロアビオニクス 入社 昭和47年3月 同社 常務取締役 昭和49年11月 株式会社エール・ケン・フォー設 立とともに代表取締役社長就任 昭和61年6月 当社設立とともに代表取締役社長 就任 平成23年5月 当社取締役会長 平成24年6月 当社代表取締役会長 平成25年1月 当社代表取締役会長兼社長 平成26年1月 当社名誉会長 平成26年1月 株式会社エールケンフォー代表取 締役就任 平成28年6月 当社 取締役 (現任)	664,400株
3	はし ぐち ただ お 橋 口 忠 夫 (昭和23年8月21日生)	昭和49年4月 東京芝浦電気株式会社 入社 平成6年4月 株式会社東芝 中国支社 産業電機 部部长 平成8年4月 同社 電機本部 装置産業営業部部 長 平成12年10月 同社 電機本部 産業電機事業部長 平成13年4月 同社 中国支社支社長 理事 平成15年4月 同社 マーケットクリエーション部 長 理事 平成16年6月 東芝キャリア空調システムズ株式 会社 代表取締役社長 平成20年4月 東芝キャリア株式会社 代表取締役 副社長 平成21年4月 東芝エレベーター株式会社 ビルフ ァシリティー事業部営業統括顧問 平成24年4月 芝工産業株式会社 顧問 平成29年11月 当社100%子会社 株式会社省電舎 社長室長就任 (現任)	一株
4	た なか きよし 田 中 圭 (昭和43年11月11日生)	平成4年4月 有限会社たなかや 入社 平成8年4月 司法書士井主事務所 入所 平成13年11月 株式会社インデックス 入社 平成16年11月 株式会社東京スコットマネジメン ト 入社 平成17年3月 有限会社ケイオフィス (現 株 N&Y) 設立 代表取締役 就任 平成20年11月 デジタル・クライス株式会社 代表 取締役 就任 平成21年10月 株式会社アトラス 監査役 就任 平成29年8月 当社 管理本部長 就任 (現任)	一株

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	やま だ かつ しげ 山田 勝重 (昭和24年12月19日生)	昭和50年10月 司法試験合格 昭和51年4月 最高裁判所司法研修所司法修習生(30期生) 昭和53年3月 司法修習修了 昭和53年4月 第一東京弁護士会入会 弁護士登録 昭和53年4月 蘇木・新明・土屋・下山田・長内・法律事務所勤務 昭和56年4月 山田法律特許事務所パートナー所長(現任) 昭和56年7月 東京弁護士会に登録換え 平成2年6月 株式会社ミツウロコ(現株式会社ミツウロコグループホールディングス) 社外監査役就任 平成8年4月 明治大学法学部兼任講師 平成13年4月 日本大学法学部兼任講師 平成15年4月 東京農工大学非常勤講師兼客員教諭 平成15年6月 株式会社ジェーシー・コムサ 監査役就任(現任) 平成16年4月 株式会社ドクター・シーラボ 社外監査役 就任 平成16年4月 国立大学法人お茶の水女子大学 監事 平成17年4月 明治大学法科大学院 特任教授 平成20年12月 日本メディカルビジネス株式会社 社外監査役 就任(現任) 平成24年5月 放送大学客員教授 平成30年5月 当社 一時監査役就任(現任)	一株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位および担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式数
2	はら ぐち みのる 原 口 稔 (昭和30年10月23日生)	昭和54年4月 株式会社ミツウロコ入社 平成14年4月 同社 管理本部情報システム部長 平成17年4月 同社 管理本部財務経理・関係会社業務兼情報システム部長 平成17年6月 同社 取締役就任 平成19年4月 同社 取締役 内部監査室長兼情報システム部長 平成20年4月 同社 取締役 財務経理・関係会社業務兼情報システム部長 平成22年4月 同社 取締役 監査室部長 平成22年6月 同社 監査役 就任 平成23年10月 同社がHD設立により株式会社ミツウロコ グループ ホールディングス監査役就任 平成27年6月 株式会社ミツウロコリース 代表取締役就任	一株
3	さ づか すくる 佐 塚 卓 (昭和55年3月7日生)	平成12年4月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ入所） 平成22年4月 株式会社AGSコンサルティング/AGS 税理士法人入所 平成28年4月 佐塚公認会計士事務所設立 代表就任 平成29年4月 株式会社アクアセルコンサルティング、アクセル会計事務所 パートナー就任（現任）	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。
2. 候補者 山田勝重氏、原口稔氏及び佐塚卓氏は監査等委員である社外取締役候補者です。
3. 監査等委員である社外取締役候補者の選任理由について
監査等委員である社外取締役候補者、山田勝重氏は、弁護士としての豊富な専門的知識と知見及び複数の会社の監査役経験から社外取締役に適任と判断し、候補者とするものであります。
また、監査等委員である社外取締役候補者、原口稔氏は、豊富な取締役、監査役経験から社外取締役に適任と判断し、候補者とするものであります。
また、監査等委員である社外取締役候補者、佐塚卓氏は、公認会計士としての豊富な専門的知識と知見から社外取締役に適任と判断し、候補者とするものであります。

第4号議案 監査等委員でない取締役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決しますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員でない取締役の報酬額を現在の取締役の報酬の総額と同額の年額1億円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員でない取締役の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「監査等委員でない取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと4名となります。

なお、本議案は第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものいたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決しますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を現在の監査役の報酬の総額と同額の年額3千万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものいたします。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありましたアスカ監査法人は平成30年5月18日付で当社会計監査人を辞任しております。これに伴い、会計監査人が不在となる事態を回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するために、松澤公認会計士事務所 公認会計士 松澤博昭及び向山公認会計士事務所 公認会計士 向山光浩を一時会計監査人として平成30年5月18日付で就任頂いております。監査役会は同公認会計士のこれまでの会計監査の状況等から当社の会計監査人として相当であると判断し、監査役会の決定により同監査法人を会計監査人の候補者といいたしました。

会計監査人候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	事務所名および所在地	略歴、地位および担当並びに重要な兼職の状況
1	まつざわ ひろあき 松澤博昭 (昭和40年9月2日生)	松澤公認会計士事務所 東京都新宿区住吉町5-3	昭和62年11月 サンワ・等松青木監査法人入所 平成3年6月 公認会計士登録 平成4年7月 監査法人トーマツ退所 平成13年12月 松澤公認会計士事務所設立(現業) 平成14年2月 税理士登録
2	むかい やま みつひろ 向山光浩 (昭和39年7月2日生)	向山公認会計士事務所 東京都江東区東雲1-9-42-1909	平成7年10月 青山監査法人入所 平成10年5月 公認会計士登録 平成12年2月 港総合会計士事務所設立 平成19年8月 プライスウオーターハウスベルギー事務所 平成20年9月 同 トルコ事務所 平成23年4月 向山公認会計士事務所設立(現業)

以上

株主総会会場ご案内図

会 場： 東京都港区芝公園 2 丁目 5 番 20 号
 メルパルク東京 4 階 孔雀
 電話 03 (3433) 7210



- (交通) ●JR・モノレール
 浜松町駅(北口)より徒歩10分
 ●都営地下鉄三田線
 芝公園駅より徒歩5分
 ●都営地下鉄浅草線・大江戸線
 大門駅より徒歩7分